

令和4年5月現在

岐阜県生涯学習振興指針 (案)

「地域づくり型生涯学習」の学びの輪がつなぐ
「清流の国ぎふ」の豊かな未来



令和4年〇月

岐 阜 県

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 「地域づくり型生涯学習」とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 指針の全体像

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 各主体に期待される役割

- 1 個人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 大学等高等教育機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 社会教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 市町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 施策の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

【参考】県の生涯学習を取り巻く現状と課題

- 1 社会情勢の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 県の生涯学習の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1章 策定にあたって

1 趣 旨

- 県では、生涯学習振興のための基本的な考え方や方向性を明示するため、平成13(2001)年に「生涯学習社会“ぎふ”をめざして」を策定し、市町村をはじめ各関係機関と連携しながら、各種施策を展開してきました。
その後、平成19(2007)年に「岐阜県生涯学習振興指針～地域づくり型生涯学習の推進～」、平成24(2012)年に「岐阜県生涯学習振興指針～「地域づくり型生涯学習」の推進による地域の「絆」とコミュニティの再構築～」、そして平成29(2017)年には「岐阜県生涯学習振興指針～「地域づくり型生涯学習」の推進による「清流の国ぎふ」づくり～」を策定し、生涯学習による学びの成果を地域の課題解決に役立てていく「地域づくり型生涯学習」の推進を重点として継続的に取り組んできたところです。
- こうした中、経済のグローバル化やデジタル化、人口減少や少子高齢化などにより社会情勢が大きく変化し、人々の生き方や価値観も多様化しています。人生100年時代において、暮らしの中で直面する様々な課題に向き合いながら、より豊かに安心して暮らしていくためには、生涯を通じ絶え間なく学び続けることが大切な要素となってきます。
また、SDGs(持続可能な開発目標)が示す理念である「誰一人取り残されない」持続可能な社会を構築するためには、高齢者、障がい者、外国人など、地域の多様な人々が相互に理解しあい共生できる環境が大切であり、生涯学習には、個々の学びとともに豊かで活力ある地域社会の実現のための重要な役割が期待されています。
- 他方、地域社会においては、地域経済の縮小や担い手の減少、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大などの課題に直面しており、今後の地域振興を図る上で、これまで一貫して取り組んできた「地域づくり型生涯学習」の推進は引き続き重要です。加えて、新型コロナウイルス感染症による大きな環境変化を経験したことで、周囲の人々や地域社会(コミュニティ)とのつながりの大切さや、どのような状況であっても学びを継続することの重要性が再認識されており、学びを通じた地域住民の交流機会の提供や学びを継続するためのICTの効果的な活用等も求められています。
- 県内の調査においても、コロナ禍による施設の一時的閉鎖、講座の中止などの影響を大きく受けていることに加え、県民への多様な学びの機会の提供、学びをきっかけにしたつながりの創出、学びを活動につなぐ人材の資質向上・ネットワーク化等の課題が挙げられています。
- こうした様々な状況を踏まえ、これまでの「地域づくり型生涯学習」の理念は継承しつつ、個人の充実した生活や地域づくりにつながる多様な学びにも着目し、本県の新たな指針として「岐阜県生涯学習振興指針」を策定します。そして、「地域づくり型生涯学習」の学びの輪が「清流の国ぎふ」の豊かな未来につながることを願い、本指針に基づく各種取組みを展開していきます。

2 位置づけ

- 本指針は、教育基本法における生涯学習の理念※1や国の教育振興基本計画を踏まえ、本県における生涯学習振興の基本的な考え方及び施策の方向性を示すものです。
- また、一人ひとりの幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県を目指した『清流の国ぎふ』創生総合戦略や、「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱（岐阜県教育大綱）」のほか、SDGs（持続可能な開発目標）をはじめとした社会的課題なども踏まえ策定しています。

3 対象期間

- 対象期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。
なお、対象期間中であっても、生涯学習を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとします。

4 「地域づくり型生涯学習」とは

- 「生涯学習」は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育※2、社会教育※3、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。
その中でも、特に個人が生涯学習を通じて身に付けた知識・技術・経験等を、防災・防犯、子育て支援、青少年育成、高齢者福祉、環境美化、伝統文化の継承、まちづくり等の地域課題の解決のために役立てていく生涯学習のことを、本県では「地域づくり型生涯学習」と呼び、重点的に推進しています。



※1 教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。
※2 教育基本法第10条において、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。
※3 社会教育法第2条において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）」と規定されている。

第2章 指針の全体像

1 基本理念

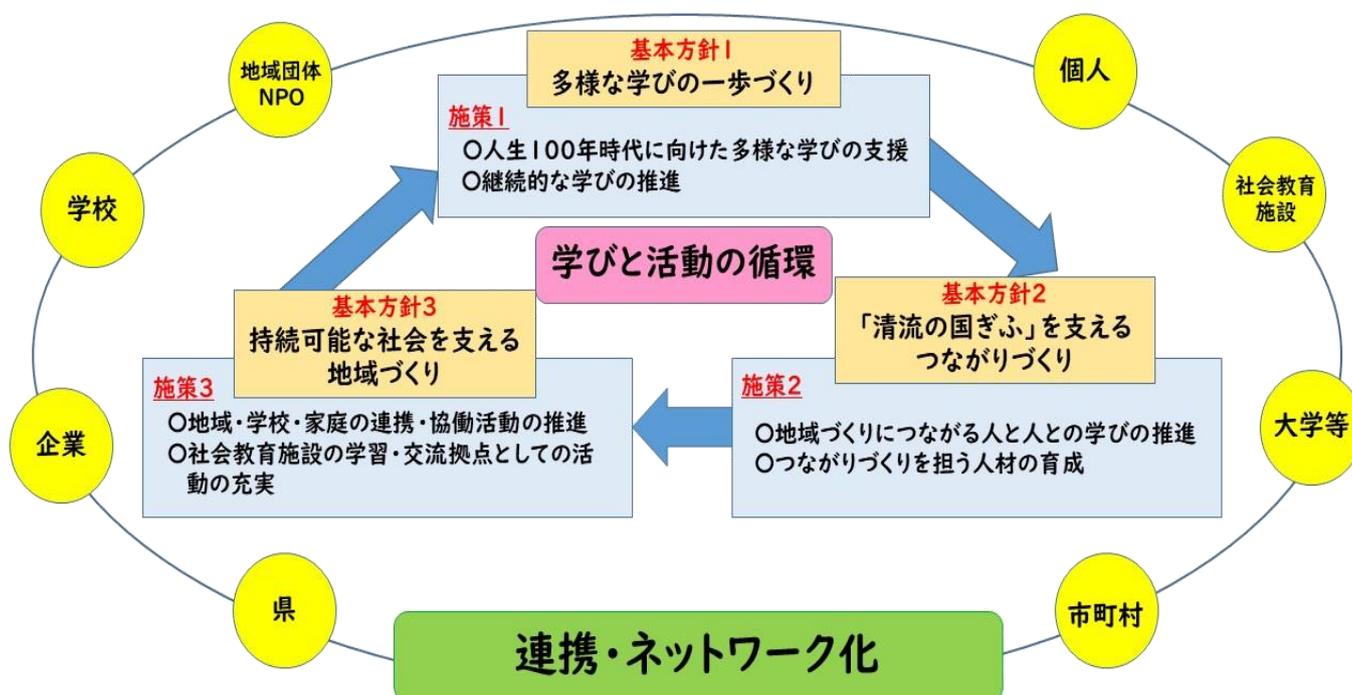
「地域づくり型生涯学習」の学びの輪がつなぐ「清流の国ぎふ」の豊かな未来

誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる社会の実現のため、必要な時に必要な学びを通じ成長し、充実した人生を送ることができるよう、多様な人々の生涯にわたる学びを支援します。

また、多様な人々が共に学び、地域理解を深め、学びの成果を実際の活動に生かす「地域づくり型生涯学習」の継続的な推進により、学びと活動の循環による「清流の国ぎふ」の豊かな未来の実現を目指すことを本県の生涯学習振興の基本理念とします。

岐阜県生涯学習振興指針の全体像

「地域づくり型生涯学習」の学びの輪がつなぐ「清流の国ぎふ」の豊かな未来



2 基本方針

基本方針1 多様な学びの一步づくり

- 多様な人々の個々の学びのニーズへの対応や地域住民の相互理解の促進につながるよう、様々な学習機会を提供するとともに、ICTの効果的な活用等によりいつでもどこでも学べる環境づくりに取り組みます。

基本方針2 「清流の国ぎふ」を支えるつながりづくり

- 地域の魅力や地域課題を深く知る学びを通じ、「清流の国ぎふ」への愛着を育むとともに、学びの場での住民のつながりや相互に認め合える関係が生き生きとした地域コミュニティの基盤となるよう、住民の地域課題への参画促進や地域のつながりづくりを担う人材を育成します。

基本方針3 持続可能な社会を支える地域づくり

- 子どもたちが地域社会の一員として豊かな人間関係を築けるよう、地域・学校・家庭が互いに連携し、地域全体で子どもを育てる「地域学校協働活動」を推進します。また、公民館等の社会教育施設を拠点に住民の学びや相互交流が進み、人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環が生まれるよう、その活動を支援します。

◆SDGs(持続可能な開発目標)と「地域づくり型生涯学習」

「SDGs(持続可能な開発目標)」とは、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標です。2030年を年限とする17の目標が定められており、地球上の「誰一人取り残されない(no one will be left behind)」ことを誓っています。

本指針においては、特に以下の目標の達成に向けて、取組みを進めます。



目標4. 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 施策の方向性

基本方針Ⅰ 多様な学びの一步づくり



■ 人生100年時代に向けた多様な学びの支援

(1) 誰もが豊かに暮らすための学びの提供

① 様々な学習機会の提供

- 誰もが生涯を通じ、ライフステージやキャリアなど個々の実情に応じて主体的に学べるよう、県民に対し、様々な学習機会を提供します。
- 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜※4」では、地域課題等をテーマにした多様な公開講座を開設することで、幅広い世代に学びを提供し、リカレント教育※5に対する県民のニーズへの対応にも努めます。

② 学びを通じた地域住民の相互理解の促進

- 誰もが、性別・年齢・国籍・障がいの有無等にとらわれることなく、自分らしく豊かに安心して暮らすことができるよう、人権尊重や男女共同参画の推進、多様な人々との共生等の視点による包摂的な社会に向けた学びの機会を提供し、地域住民の相互理解の促進を目指します。

◆家庭教育と「生涯学習」

「家庭教育は全ての教育の出発点」とよく言われますが、子どもが家庭教育を通して学んでいく過程は、人が最初に行う「生涯学習」の一部です。また、親が子育ての過程において家庭教育について学習するのも「生涯学習」の一部であり、生涯学習振興を図る上で、家庭教育についての学びの提供は非常に重要です。

県では、平成26年に「岐阜県家庭教育支援条例」を制定し、家庭教育を支援するための様々な施策を総合的に推進しています。

その中で、条例第11条「親としての学びを支援する学習の機会の提供」については、学校等で開催される家庭教育学級の開催を促進し、学びの機会を提供してきましたが、一方で、家庭教育学級に参加できない保護者に学びをどう届けるかが課題となっています。

今後は、家庭や企業等、保護者のいる場所に学びを届ける工夫を促進し、より多くの人々に家庭教育についての学びの機会を提供できるよう、引き続き取組みを進めていきます。



※4 県と県内の大学等高等教育機関で構成する共同体で、教育連携事業（単位互換制度・社会人公開授業・共同プログラム・公開講座）、教員免許状更新講習事業、高大連携・情報発信事業、地域連携・産学連携事業等、多種多様な教育的事業を展開している。

※5 就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行なうといった概念をいう。

(2) 魅力ある学びを支える環境づくり

① 連携体制の強化

- 教育委員会をはじめ部局間の連携強化と、市町村、大学等高等教育機関、民間団体、社会教育施設等とのネットワークの充実に努めます。

② 学びの質の向上

- 誰もが気軽に楽しみながら参加できる場の提供に努めるとともに、講座実施時のアンケートなどにより、学習内容の満足度や学習成果の活用を調査し、学びのニーズ把握や、質を高める工夫・改善を進めます。

③ 学びに関する相談への対応

- 県民等による自発的な学びの活動を支援するため、講師の紹介や講座開催への助言など、生涯学習に関する相談に対応します。

■ 継続的な学びの推進

(1) ICTの効果的な活用

① 場所・時間を問わない学習機会の提供

- 講座や研修等においては、ICTを活用したオンライン講座の開催や、インターネットによる動画講座の配信など、いつでもどこでも学べる機会の提供に努めます。

② 「対面」と「ICT」の効果的組み合わせ

- 人々の直接的な交流を生み出す「対面による学び」を大切にしながら、ICTによる学びを効果的に組み合わせ、多様な人々の交流や人と人とのつながりを生み出す、豊かな学びの機会の創出に努めます。

(2) 学びにつながる情報発信

① 生涯学習情報の収集

- 市町村をはじめ、大学等高等教育機関、民間団体・NPO、社会教育施設、企業等による様々な取組みの把握に努め、生涯学習に関する情報を幅広く収集します。

② ホームページの充実

- 幅広く収集した生涯学習情報を効果的に周知するため、ホームページの充実に努めるとともに、メールマガジンの配信や広報誌の活用など、様々な媒体による情報発信を行い、人々の主体的な学びを支援します。

◆ライフステージに応じた学びのイメージ



乳幼児期・青少年期

- 家庭教育、乳幼児教育
- 学校教育
- ボランティア活動・体験活動
- 世代間交流

成人期

- 職業知識・技術の向上
- リカレント教育
- 知識・技術・教養の向上
- 自己実現、生きがいの創出
- 地域参画・社会貢献

高齢期

- 自己実現、生きがいの創出
- 交流活動の促進
- 学習機会の充実
- 地域参画・社会貢献



スポーツ・文化の振興

- スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 芸術文化鑑賞機会の充実
- 地域文化・伝統文化の振興
- 多彩な文化活動の推進

現代的課題の学習

- 情報化、家庭の教育力向上、人権の尊重、男女共同参画、多文化共生、健康・安全な暮らし、ワークライフバランスの実現、自然・環境の保全、防災等

基本方針2 「清流の国ぎふ」を支えるつながりづくり



■地域づくりにつながる人と人との学びの推進

(1) 「清流の国ぎふ」の魅力や地域課題を深く知る機会の提供

① 地域について学ぶ機会の提供

- 「清流の国ぎふ」の豊かな自然環境の保全、魅力ある文化の継承、地域の歴史、地域資源を活かしたまちづくりなど、それぞれの地域について学び相互につながる多様な機会を提供します。

② 地域への愛着の醸成

- 学びを通じ地域の一員としての意識や愛着を育むことで、学びによる成果やこれまで培ってきた知識・経験を地域のために役立てたいという意識の醸成を図ります。

(2) 学びを通じた地域課題への参画の推進

① 「地域づくり型生涯学習」の浸透

- 地域づくりにつながる講座の企画・運営に関する効果的な手法や先進事例の紹介、コーディネーターの派遣等の取組みを通じ、市町村における「地域づくり型生涯学習」講座の開催促進を図ります。
- 学びの場や地域課題解決のための活動に若者を巻き込む仕組みを工夫する等、「清流の国ぎふ」の未来を支える若者への「地域づくり型生涯学習」の浸透を促します。

② 地域活動参画へのきっかけづくり

- 地域の人々が、防災や健康、まちづくりなどの地域課題の解決に取り組むことで新たな学びや地域の活性化につながるよう、地域活動参画のきっかけとなる学びの機会やボランティア情報等を提供します。

■つながりづくりを担う人材の育成

① コーディネート人材の養成

- 地域の現状や課題などを調査・分析し、それらを解決していくための取組みを支援する専門的な人材を養成します。

- 社会教育施設関係者をはじめ、社会教育委員※6、社会教育士、社会教育主事※7等の地域の生涯学習振興に関わる人々が、地域住民、行政、学校、各種団体等をつなぐコーディネーターとなって、学びの成果を地域課題解決へとつなげていく活動が促進されるよう、その養成や資質向上に取り組みます。

② 社会教育士との連携

- 社会教育士のネットワーク化や市町村等における配置促進などにより、社会教育士の地域課題への積極的な参画と連携を促します。

◆ 「社会教育士」の役割

「社会教育士」は、社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の習得をねらいとした課程や講習を修了した人たちの称号であり、令和2年度に文部科学省により制度化されました。

人々の自由で自発的な学習活動である「学び」を社会のいたるところにたくさん仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材が「社会教育士」です。

専門性を活かしながら、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンをもち、地域の様々な取組みにおいて活躍することが期待されています。



社会教育士

※6 社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されている。

※7 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担っている。

基本方針3 持続可能な社会を支える地域づくり



■地域・学校・家庭の連携・協働活動の推進

① 地域学校協働活動の推進

- 地域、学校、家庭が互いをパートナーとして連携・協働し、ともに学び合うなかで、子どもたちの成長を地域全体で支えるとともに、その活動を通じ地域住民のつながりを深め、地域の活性化を図る「地域学校協働活動」の取組みを推進します。
- 「ぎふ地域学校協働活動センター」※8では、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターとなる人材育成や、市町村の体制づくりの支援等を行います。

② 家庭教育を支える地域環境の整備

- 未来の地域の担い手である子どもたちの健やかな成長を地域で支えることができるよう、地域住民、地域団体、学校、企業等の幅広い参画により、地域行事等を通じた交流機会や家庭における親としての学習活動の充実を図ります。
- 身近な地域における家庭教育支援の体制強化を図るため、市町村における家庭教育支援を担う中核的人材の配置や家庭教育支援チーム組織化の促進に取り組みます。

■ 社会教育施設の学習・交流拠点としての活動の充実

① 社会教育・生涯学習に関する調査の実施

- 市町村等を対象とした社会教育に関する調査などにより、公民館等の社会教育施設の現状や生涯学習に関する機会の提供状況等を把握し、今後の事業推進に役立てます。

② 社会教育担当者の資質向上

- 市町村や社会教育施設の担当職員等を対象とした生涯学習に関する研修会を開催し、担当者の資質向上や地域活動を実践する方々との交流の機会の創出を図ります。

※8 P.11 「ぎふ地域学校協働活動センターにおける取組み」参照

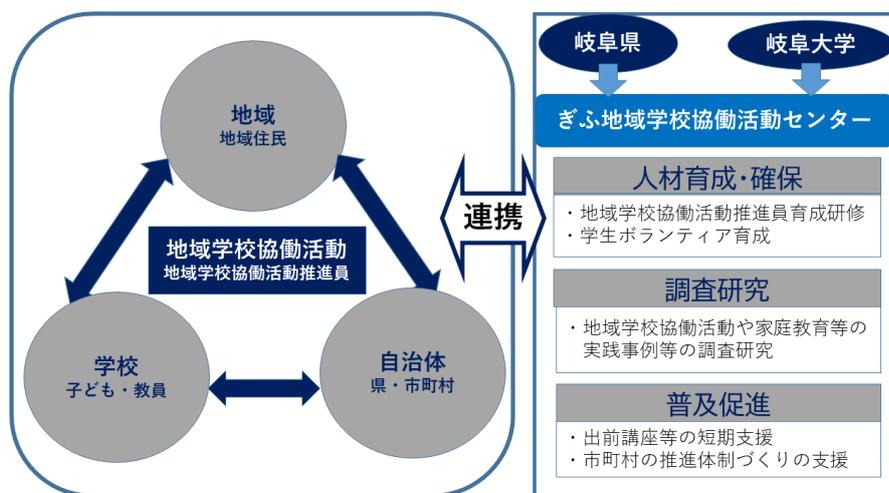
③ 社会教育施設の機能の充実

- 図書館、博物館等の社会教育施設は、県民の生涯学習の拠点として重要な役割が求められていることから、各施設のさらなる機能の充実を図り、県民の生涯にわたる学びを支援します。
- 公民館の活動が、地域住民の交流機会の創出や地域の課題解決に向けた取組みにつながるよう支援します。
- 公民館には、学習・交流拠点としての役割に加え、地域防災拠点としての役割も期待されていることから、関係部局や市町村と連携し、地域住民が自らの命や生活を守るために必要な知識を得るとともに、課題解決に向けて共に学び合う機会の創出を支援します。

◆ぎふ地域学校協働活動センターにおける取組み

「地域学校協働活動」とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い人材の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「子どもを核とした地域づくり」を目指して地域と学校がパートナーとして相互に連携・協働して行う様々な活動をいいます。

県では、地域・学校における「地域学校協働活動」を支援・促進し、子どもたちの成長を地域全体で支えるとともに、活動を通じて子どもを核とした地域の活性化を図ることを目的に、平成31年4月に、県と岐阜大学で「ぎふ地域学校協働活動センター」を共同設置しました。多くの地域・学校で「地域学校協働活動」が発展的に展開されるよう、引き続き取り組んでいきます。



第3章 各主体に期待される役割

1 個人

- 一人ひとりが、それぞれの興味・関心に応じ、個人の楽しみや自己の向上等を目指し、生涯にわたり学び続けることが期待されます。
- 生涯学習を通じて身に付けた知識・技術・経験等を、地域課題の解決のために活かしていこうとする姿勢・態度をもち、地域の課題解決に向けた実践活動やボランティア活動に前向きに取り組むことが期待されます。
- 地域の魅力や課題を学び、地域への愛着をもち、豊かな自然環境の保全、魅力ある文化の継承、地域資源を活かしたまちづくり等を通じて、身近な人々とのつながりや相互理解に努めることが期待されます。

2 団体

- 自治会・町内会、老人会、子ども会等の地域団体は、共通の属性をもった住民同士のつながりづくりや、地域が抱える様々な課題解決に取り組む等、地域社会の活性化の観点から重要な役割を果たしてきました。引き続き、つながりの維持・拡大、地域行事への参画、地域課題解決のための活動等に取り組むことが期待されます。
- NPOには、その専門分野を活かし、社会のニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。行政や地域で活動する他の団体とも連携しながら、行政では対応困難な課題に対して柔軟に対応できるという強みを活かし、社会が抱える様々な課題解決に取り組むことが期待されます。

3 学校

- 子どもたちが学習内容をより深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう育むことが期待されます。
- 子どもたちが、地域の魅力をよく知り、また、自らが地域で活躍していく将来像を描けるよう、「清流の国ぎふ」への愛着を育む学びの充実が期待されます。
- 幅広い地域住民等の参画により、地域の子どもの豊かな学びや健やかな成長と地域活性化の双方を目指す「地域学校協働活動」を推進し、子どもに関わる活動への多様な地域住民の参加や、子供たち自身が地域に関わるきっかけをつくるなど、社会

との連携を進めることが期待されます。

4 大学等高等教育機関

- 社会の変化が激しくなるこれからの時代においては、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けることが必要です。また、出産や子育てなど女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による産業構造の変化等に対応する観点からも、大学や専修学校等におけるリカレント教育の拡充が期待されます。
- ICTの活用により、社会人や高齢者、障がいなどにより学修が困難な方々等、多様な人々が、いつでもどこでも質の高い高等教育を受ける機会の提供が期待されます。
- 社会貢献・地域貢献の一環として、地域の課題解決や地域活性化に貢献する人材育成に取り組む等、大学の特色や強みを活かした教育・研究や地域振興に貢献する取り組みが期待されます。

5 企業

- 企業にはCSR（社会的責任）としての社会貢献活動や、昨今では、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた積極的な取り組みが求められています。SDGsは、社会が抱えている様々な課題を網羅しており、これらの課題への対応にそれぞれの立場から取り組むことで、社会への貢献や地域との連携につながることを期待されます。
- 仕事の充実や健康保持を図りながら、家族・友人との充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間が確保される豊かな生活の実現のため、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進や、キャリアアップのための学びの機会の提供が期待されます。

6 社会教育施設

- 公民館、図書館、博物館等の社会教育施設は、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援する役割を担っています。幅広い年齢層にわたる多様な人々のニーズに応え、あらゆる地域住民の社会的包摂に寄与するとの視点に立ち、運営の充実を図ることが期待されます。
- 社会教育施設には、学習・交流拠点としての役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点の役割も求められています。地域づくりの担い手育成や住民参

加による課題解決に向けて、住民の学習と活動を支援する機能の一層の強化が期待されます。

- 公民館は、最も身近な地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会等を実施してきましたが、近年では、館数、利用者数ともに減少傾向にあります。より効果的な運営と事業展開に向け、住民参加の元での議論の活性化や、地域で活動する多様な主体との連携が期待されます。

7 市町村

- 住民に最も身近な自治体として、地域住民の学びのニーズや地域課題の把握に努め、関係部局・機関との連携により、ICTの活用などによる多様な学びの機会の提供と、地域課題解決のための取組みの推進が期待されます。
- 地域の課題やニーズを踏まえ、様々な人々や組織と連携・協働しながら学びの活動をコーディネートする人材の養成・発掘が期待されます。
- 社会教育主事や社会教育士等をはじめ、学びを通じて様々な分野で活動する多様な人材が、分野を超えて連携し、地域の抱える課題について協働して解決・改善に当たる環境の整備が期待されます。

8 県

- 全県的に生涯学習施策の振興を図るため、「岐阜県生涯学習振興指針」を策定し、「地域づくり型生涯学習」の推進をはじめ、今後特に重視すべき事項を明確にするとともに、その理念の実現に向け、施策の総合的推進を図ります。
- 各部局においては、県民への学びの機会の提供、地域課題解決に取り組む専門的人材の育成、地域の活性化に向けた取組みなどを実施しており、引き続き関係部局による相互連携のさらなる推進に努め、生涯学習施策の効果的な展開を図ります。
- 県をはじめ、市町村、社会教育施設、NPO、企業等の生涯学習を取り巻く各主体が、それぞれの役割を認識し、その強みを活かせるよう、各主体への情報提供や、相互連携の促進を図ります。

第4章 施策の推進

1 推進体制

- 本指針の推進にあたっては、外部有識者からなる「岐阜県生涯学習審議会」における審議のほか、毎年度、審議会の議論を反映させ、生涯学習施策に係る部局との連携強化を図りながら、全庁的な取組みを計画的に推進します。
- また、本指針の着実な推進に向けて、基本理念や施策などについて、個人をはじめ、地域団体、企業、各種教育機関、社会教育施設、市町村等、広く県民の理解と協力をいただき、各主体がそれぞれの役割を担いながら、学びの輪がつながるよう互いに連携・協働を図ります。

2 進行管理

- 本指針の3つの基本方針及びそれらの方向性に基づき、全庁的な取組みを推進するため、実施状況の調査による進行管理を行い、各施策を着実に進めます。また、審議会において、毎年度、施策等の評価を行います。
- さらに、市町村や生涯学習施設における現状を把握し、県の取組みと併せ、指針の施策推進に反映させるよう努めます。

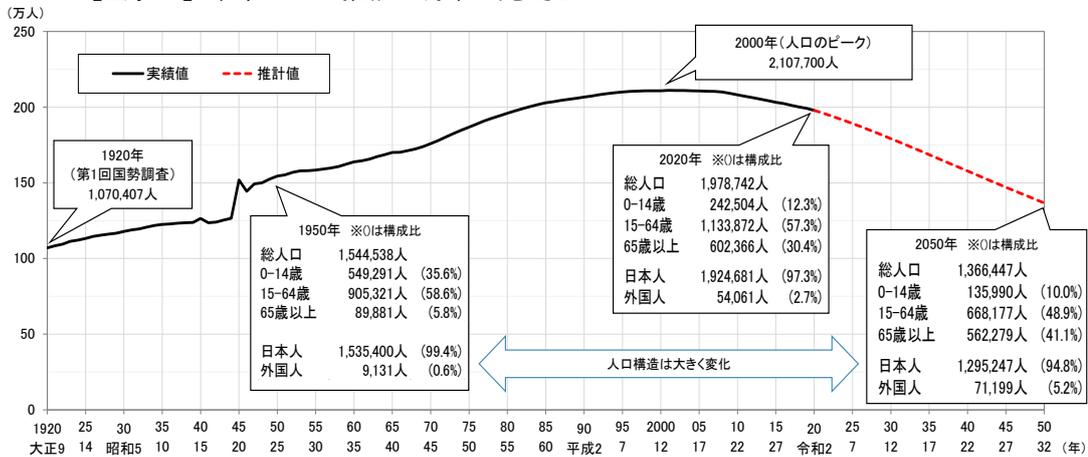
【参考】 県の生涯学習を取り巻く現状と課題

I 社会情勢の動向

(1) 人口減少・少子高齢社会の到来

- 本県人口は2000年の約210万8千人をピークに減少傾向にあり、2050年の人口は、約137万人となり、2020年に比べ約61万人の大幅な減少が見込まれています。

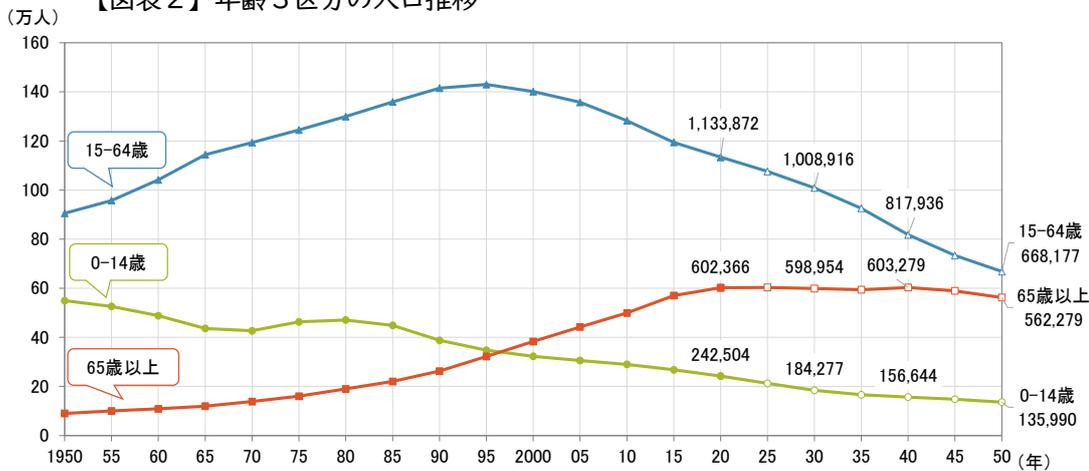
【図表1】 本県人口の推移と将来の見通し



出典：岐阜県政策研究会人口動向研究部会『岐阜県の将来人口推計』（令和4年3月）

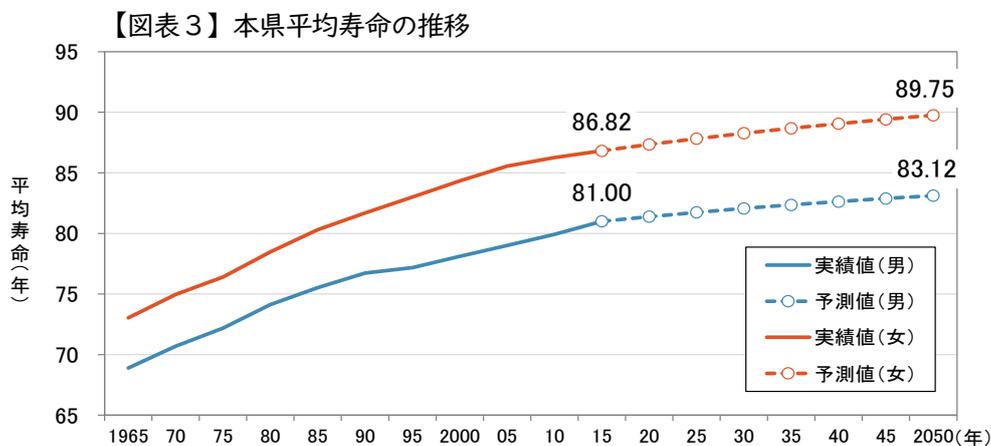
- 年齢区分別人口推移を見ると、今後65歳以上の高齢者はほぼ横ばいであるのに対し、地域を支える現役世代（15歳から64歳）は大幅に減少する見通しです。

【図表2】 年齢3区分の人口推移



出典：岐阜県政策研究会人口動向研究部会『岐阜県の将来人口推計』（令和4年3月）

- 1985年から2015年の30年間で平均寿命年齢は、男・女ともに約6歳上昇しています。2050年までに、さらに男性は約2歳、女性は約3歳上昇する見通しです。



出典：岐阜県政策研究会人口動向研究部会『岐阜県の将来人口推計』（令和4年3月）

（2）急速な技術革新

- 現在、超スマート社会（Society5.0）※9の実現に向けた技術革新が急速に進んでいます。Society5.0の実現は、ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、ビッグデータ、IoT（internet of things）等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わるといわれています。
- Society5.0の実現により、時間的・空間的な制約を超えた学びがより一般的になる等、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能となるといわれています。

（3）新型コロナウイルス感染症による影響

- 新型コロナウイルス感染防止のために「3つの『密』」を避けることや外出の自粛が求められるようになり、地域住民の交流の機会が失われています。新型コロナウイルス感染症の社会・経済活動に与える影響の長期化に伴い、生活の様々な場面で困難や不安に直面する人は増加していくとみられ、つながりや支え合いの必要性は以前に増して高まっています。

※9 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

- 教育の分野では、新型コロナウイルス感染症による長期休校措置の経験等から、どのような状況であっても学びを保障することの重要性が改めて認識され、オンラインの活用等の取組みが進められています。

(4) 教育分野における国の動き

- 「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（令和2年10月）では、「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」を副題に、学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用、新しい技術を活用した「つながり」の拡大、学びと活動の循環・拡大等を今後の推進の方向性として提言しています。
- 学校教育においては、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念の実現や、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」づくりのため、地域と連携した教育活動（地域学校協働活動）の充実を一層推進しています。
- 社会教育においては、平成29年度の社会教育法の改正により、地域学校協働活動の推進が新たに規定されています。地域学校協働活動は、地域全体の新しい人づくり・つながりづくりの機会として大きな可能性を持っており、子どもに関わる活動への地域住民の参加や子ども達自身の地域へのかかわりをきっかけに、地域づくりに関する新たな課題に対応するための学びと活動の輪が広がることが期待されています。
- 家庭教育においては、三世帯世帯の割合の低下、一人親世帯の割合の上昇といった世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての不安や孤立を抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった課題が指摘されており、社会や地域ぐるみの家庭教育支援が求められています。

課 題

- ・ 急激な社会情勢の変化への適応
- ・ 地域経済の縮小、地域の担い手の減少等、地域社会の構造の変化への対応
- ・ つながりの維持、新しいつながりづくり
- ・ コロナ禍における学びの継続
- ・ 地域、学校、家庭の連携による地域全体の教育力向上の推進

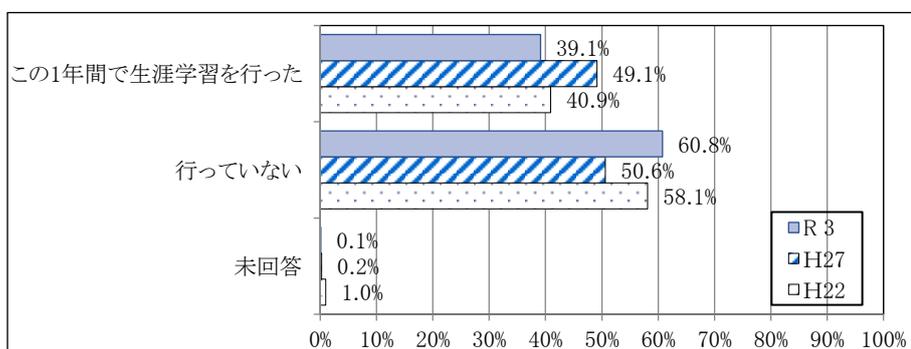
2 県の生涯学習の現状

(1) 県政モニターアンケートより

①生涯学習の実践状況

- 令和3年度に行った調査では、39.1%の人が「この1年間で生涯学習を行った」と回答しましたが、コロナ禍による外出控えや施設の一時的閉館、講座の中止などの影響を考慮する必要があります。平成27年度に行った調査では、49.1%の人が「生涯学習を行った」と回答しています。

【図表4】県民の生涯学習の実践状況

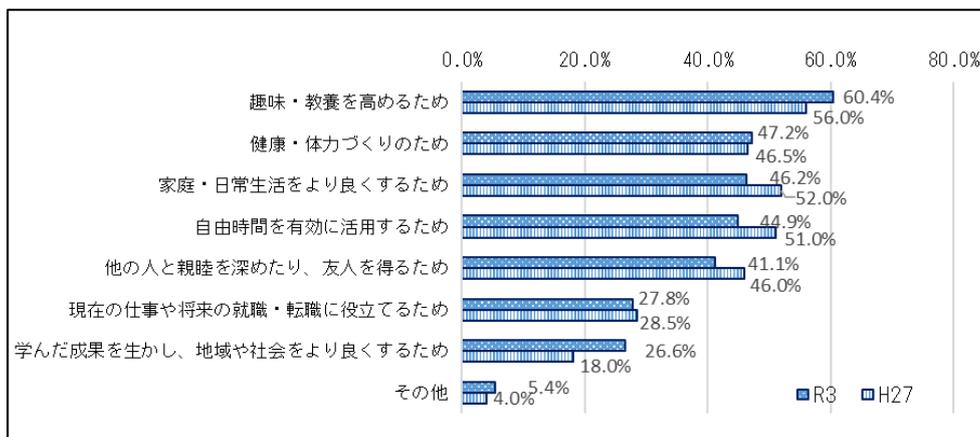


出典：岐阜県 令和3年度、平成27年度及び平成22年度「生涯学習に関する県政モニターアンケート」

②生涯学習への意識

- 「この1年間で生涯学習を行った」理由をみると、「趣味・教養を高めるため」と答えた人が60.4%と最も多く、次いで「健康・体力づくりのため」(47.2%)、「家庭・日常生活をより良くするため」(46.2%)が多くなっています。
- 「学んだ成果を活かし地域や社会をより良くするため」と答えた人は26.6%となっています。

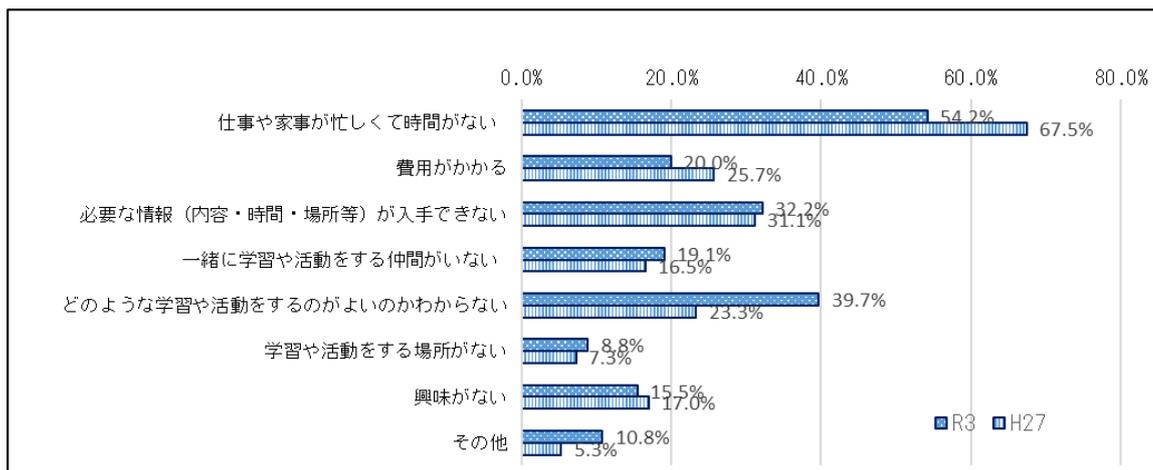
【図表5】県民の生涯学習実践の理由（複数回答可）



出典：岐阜県 令和3年度及び平成27年度「生涯学習に関する県政モニターアンケート」

- 「生涯学習をしたことがない」理由を見ると、「仕事や家事が忙しくて時間がない」が54.2%と半数を超えています。次いで「どのような学習や活動をするのがよいかわからない」、「必要な情報（内容・時間・場所等）が入手できない」が多くなっています。

【図表6】県民が生涯学習したことがない理由（複数回答可）

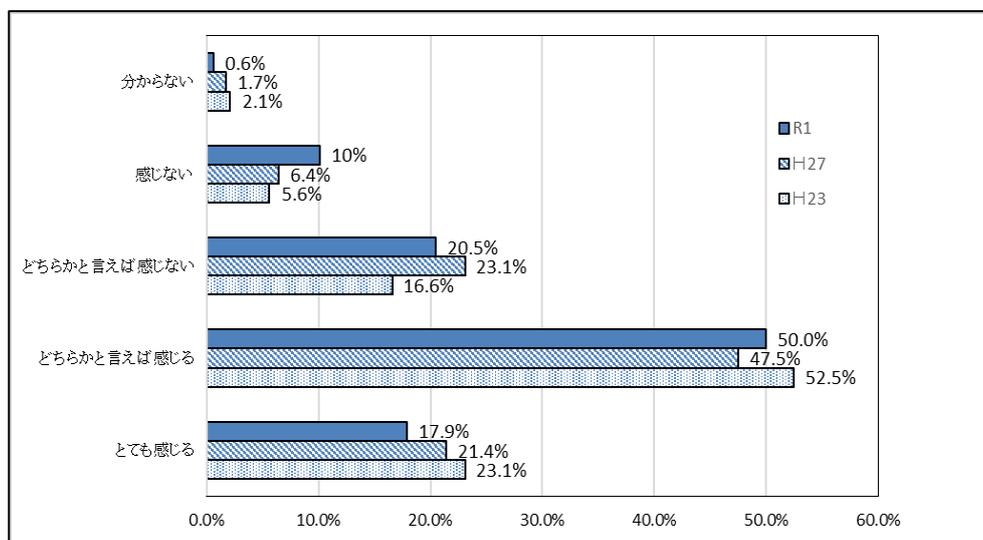


出典：岐阜県 令和3年度及び平成27年度「生涯学習に関する県政モニターアンケート」

③地域とのつながり意識

- 令和元年度をみると、地域のつながりを「感じない」、「どちらかといえは感じない」と答えた人は全体の約3割となっています。また、過去の調査結果と比較すると、地域のつながりを「とても感じる」と答えた人の割合は減少し、「感じない」と答えた人の割合は増加しています。

【図表7】県民が地域のつながりを感じているか。



出典：岐阜県 令和元年度及び平成27年度、平成23年度「地域のつながりに関する県政モニターアンケート」

④生涯学習施策への意見

- 「生涯学習」や「生涯学習に関する施策」等への意見としては、生涯学習への意識、学ぶ機会の創出、情報提供、人材育成等について多く寄せられています。

【表8】「生涯学習」や「生涯学習に関する施策」等についての意見（自由記述）

（生涯学習について）

- ・人が集まる学習は楽しい。
- ・自分が続けていること、学んだことを次へ伝えたい。
- ・生涯学習は地域力を向上させるのに大変重要。

（学ぶ機会の創出について）

- ・年齢に関係なく学べる場面、場所の提供に期待。
- ・コロナ禍で学習機会が減ったが、こんな時だからこそ学びの場を絶やさないでほしい。
- ・気軽に参加できる内容（時間、身近な場所、費用など）だとよい。

（情報提供について）

- ・あらゆる機会を通じて「生涯学習を」ときっかけがもてる情報提供が大切である。

（人材育成）

- ・「人の役に立つ」ことをしたいと思っている人はたくさんいる。そのような人をいかに組織化するか課題であり、その意味でリーダーの養成が重要。

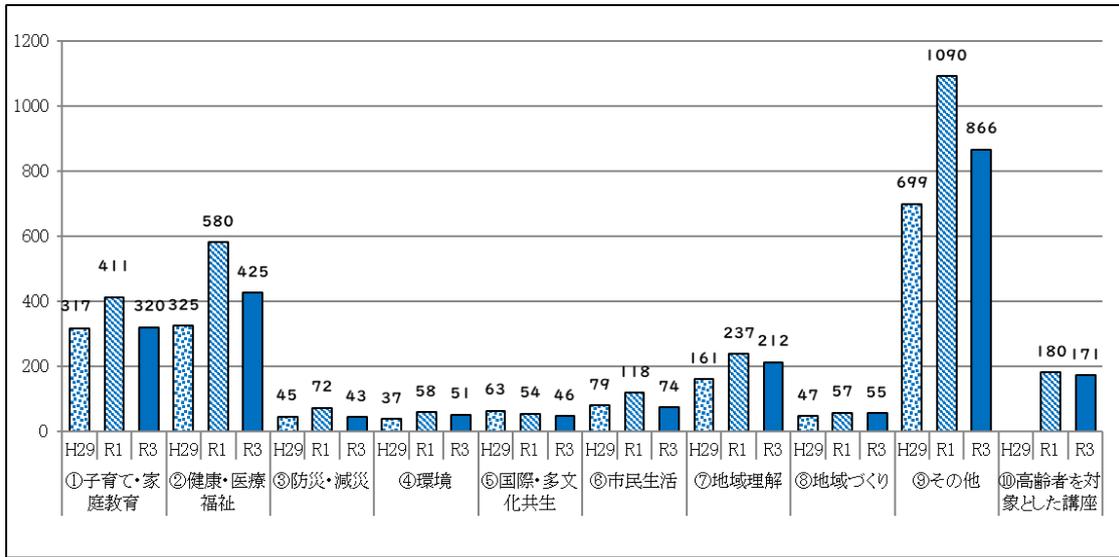
出典：岐阜県 令和3年度「生涯学習に関する県政モニターアンケート」

（2）市町村調査結果より

①生涯学習講座開設状況

- 市町村（公民館を含む）が開催した生涯学習講座を見ると、令和3年度は「②健康・医療福祉」分野の講座が最も多く、次いで「①子育て・家庭教育」分野の講座が多くなっています。「⑨その他」には、趣味の講座、子どもを対象にした体験型の教室、パソコン講座等、多種多様な講座が開設されています。
- 「⑦地域の自然、歴史、文化・伝統、偉人、産業、郷土料理などを扱い、地域理解を目的とする講座」は、令和3年度は212講座開設されています。
- また、「⑧特定の地域課題を設定せずに行う地域づくりに関する講座」は、令和3年度は55講座開設されています。

【図表 9】市町村が開催した生涯学習講座数（公民館開催を含む）



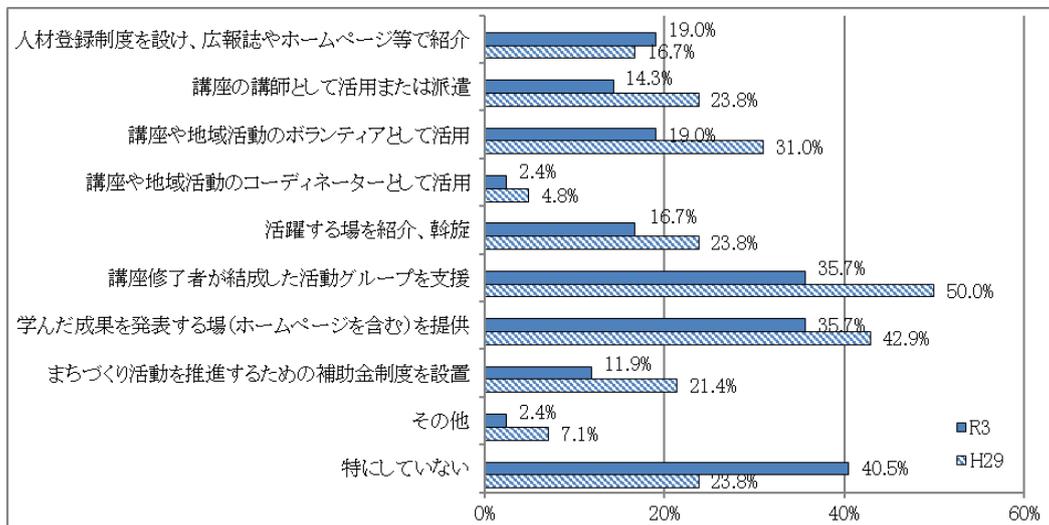
- ①子育て支援、親子交流、青少年教育・家庭教育など、保護者または親子を対象とした講座
- ②スポーツや食生活、医療など、健康の増進及び維持管理を目的とする講座や生活支援や、高齢者支援など福祉に関する講座
- ③自然災害（地震・風水害など）への対策を内容とする講座
- ④環境問題、省エネ・省資源、リサイクル、ごみ問題、自然環境保全など、環境に関する内容を扱う講座
- ⑤在住外国人との交流、在住外国人の生活支援など、異文化理解及び多文化共生を目的とする講座（語学も含む）
- ⑥政治・経済、消費生活、防犯、交通、人権など、上記①～⑤以外の分野で市民生活に関わる内容を扱う講座
- ⑦地域の自然、歴史、文化・伝統、偉人、産業、郷土料理などを扱い、地域理解を目的とする講座
- ⑧特定の地域課題を設定せずに行う地域づくりに関する講座（※特定の地域課題を設定して行う場合は、上記①～⑥に分類）
- ⑨上記の①～⑧に分類できない趣味・教養に関する講座（公民館等で行われているサークル活動は除く）
- ⑩高齢者を対象とした講座（再掲含む）（H29は未調査のため数値なし）

出典：市町村調査（岐阜県環境生活政策課調べ）

②人材活用のための取組み

- 生涯学習講座の修了者に対する取組みを見ると、令和3年度は「学んだ成果を発表する場（ホームページを含む）を提供」、「講座修了者が結成した活動グループを支援」が多くなっています。一方で、「特にしていない」が40.5%となっています。

【図表 10】生涯学習講座の修了者に対する取組み（複数回答可）

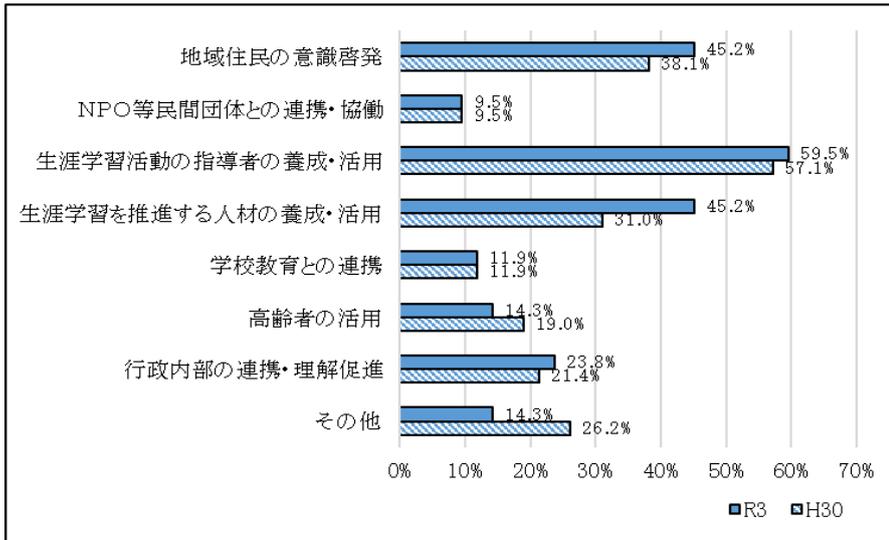


出典：市町村調査（岐阜県環境生活政策課調べ）

③生涯学習推進上の課題

- 令和3年度を見ると、「指導者の養成・活用」を課題と回答している市町村が59.5%と最多となっており、次いで「地域住民の意識啓発」や「生涯学習を推進する人材の養成・活用」が多くなっています。また、約2割の市町村が、「行政内部の連携・理解促進」を課題に挙げています。

【図表11】生涯学習推進上の課題（複数回答可）

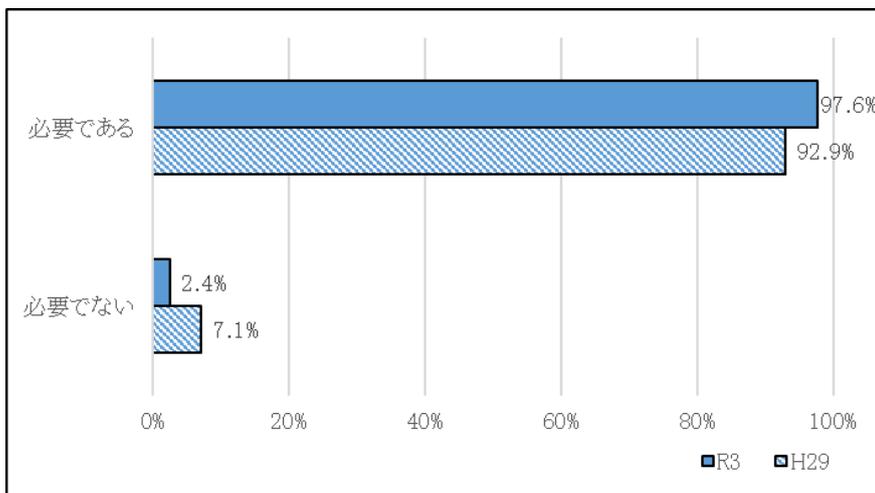


出典：市町村調査（岐阜県環境生活政策課調べ）

④「地域づくり型生涯学習」の必要性と課題

- 9割を超える市町村が「地域づくり型生涯学習」は必要だと回答しています。

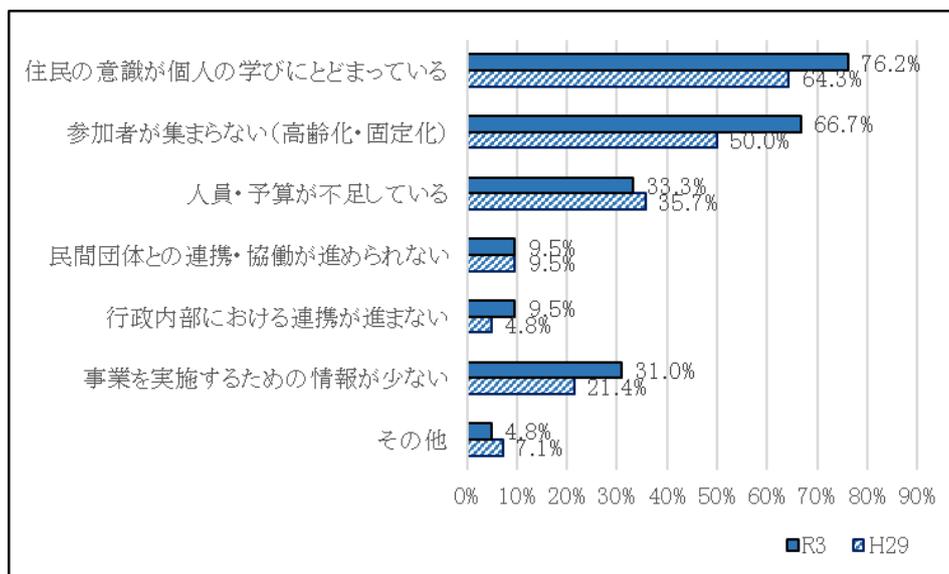
【図表12】「地域づくり型生涯学習」の必要性



出典：市町村調査（岐阜県環境生活政策課調べ）

- 約8割の市町村が、「住民の意識が個人の学びにとどまっている」と回答しています。次いで、「参加者が集まらない(高齢化・固定化)」や、「人員・予算不足」、「事業を実施するための情報が少ない」等の課題が挙げられています。

【図表13】「地域づくり型生涯学習」推進上の課題(複数回答可)



出典：市町村調査(岐阜県環境生活政策課調べ)

課題

- ・ 県民への多様な学びの機会の提供
- ・ 継続的な学びの機会の提供
- ・ 学びの効果的な情報提供
- ・ 地域住民への意識啓発
- ・ 学びをきっかけにしたつながりの創出
- ・ 学びを活動につなぐ人材の養成、資質向上、ネットワーク化
- ・ 行政内部等の連携、理解促進
- ・ 実践事例等の情報提供

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒 などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の 中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



岐阜県生涯学習振興指針
(令和4年度～令和8年度)
岐阜県環境生活部環境生活政策課
〒500-8570
岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-1111 (内 3575)
FAX 058-278-2605